東海市立加木屋小学校 子どものいじめ防止基本方針(概要)

車校のいじめに対する基本的な認識

いじめとは、心理的・物理的な攻撃を受け、児童が精神的な苦痛を感じている状態にある場合を指し、いじめにあたるか否かは、被害児童の立場に立って行う。

本校では、「元気で 仲よく 真剣に」の校訓の下、全校児童が、心も体もたくましく、思いやりの心や生命を大切にする態度を養い、「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。



いじめ断止の基本姿勢

- いじめを絶対に許さない,見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め,自 尊感情を育む教育活動を行う。
- いじめの早期発見のために、教育相談 をはじめ様々な手段を講じる。
- 早期解決に向け、児童の安全を保障し、 外部関係機関等と連携して解決にあたる。
- 学校と家庭が協力して指導・支援する。

「いじめ不登校対策委員会」の設置と役割

- ○全職員で組織し、必要に応じてスクール カウンセラー等を加える。
- ○学校評価アンケート等による,いじめ防止対策の検証と検討を行う。
- ○「みんなのくらしアンケート」や教育相 談の結果集約,分析,対策の検討を行う。
- ○ホームページ等により情報発信する。
- ○正確な事実把握に努め,迅速な対応を図る。外部関係機関と連携する。
- ○被害児童への継続的な支援を行う。

いじめ防止に関する取組

- ○いじめの未然防止の取組
 - 異学年交流
 - ・分かる授業
 - 道徳教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
- ○いじめの早期発見の取組
 - ・「みんなのくらしアンケート」
 - 教育相談
 - ・いじめ等について相談しやすい環境
 - ・いじめ相談電話等の外部機関の紹介
- ○いじめに対する措置
 - ・組織的な対応
 - 外部機関との連携





重大事態への対応

- ① 学校に重大事態の調査組織を設置
 - ・東海市教育委員会の指導による
 - ・スクールカウンセラー等の参加
- ② 事実関係を把握するための調査を実施
 - ・必要に応じて聞き取り調査等の実施
- ③ 被害児童・保護者への情報提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・再発防止への取組